

計画の基本理念と推進体制

1 基本理念、基本目標及び施策の方向

子どもは未来の鹿児島を担う宝ものです。

全ての子どもや若者が、夢や希望を持って自分らしく成長でき、将来にわたって幸せを感じながら生活できる社会づくりが大切です。

少子化の進行や子どもの数の減少は、地方における人手不足の深刻化や地域の活力低下を招くことから、少しでも歯止めをかけることが必要です。そのためには、結婚、妊娠の希望がかない、安心して子どもを出産し、健やかに育てられる環境づくりが重要です。

これらの社会の実現に向けて、次の基本理念及び基本目標のもと、5つの施策の方向に沿って、各種施策を推進していきます。

基本理念：結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう鹿児島を目指して
～全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活を送るために～

基本目標： 個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が、県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進するとともに、子ども・若者が権利の主体として、個人が尊重され、全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活を送ることができる社会の実現を目指します。

施策の方向

① 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

結婚を希望する人が、出会いの機会に恵まれるなど、一人ひとりの結婚の希望がかなえられるよう、結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信、個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実に努めるなど総合的な結婚支援施策を推進するとともに、子ども・若者のライフデザインの早期形成への支援を行います。また、妊娠・出産の希望がかない、県内どこに住んでいても安心して子どもを出産し、健やかに育てられるよう、プレコンセプションケアの推進や産前産後の支援の充実と体制強化、妊娠・出産、産後にわたる切れ目のない支援を行います。

② 安心して子育てができる社会づくり

安心して子どもを育てられる環境が整い、子育て世帯が喜びを感じながら子育てができるよう、社会全体で子育てを支えようとする意識を高めるとともに、放課後児童対策の充実や医療的ケア児の支援など、地域における子育ての支援を推進します。また、幼児期における質の高い教育・保育の提供や子育て世代の経済的負担の軽減、子どもが安全で安心して暮らせるまちづくりを行います。

③ 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

子どもたちが、豊かな心や健やかな体、社会で自立する力を身につけられるよう、知・徳・体の調和のとれた教育の推進や、安全・安心で質の高い教育環境づくり、特別支援教育の充実を図ります。また、学校・家庭・地域が連携した地域全体での子育てにより、次代の鹿児島を牽引する人材を育成します。



④ 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

子ども・若者が権利の主体として、個人が尊重され、家庭の経済的状況等にかかわらず、それぞれの夢に向かって希望を持ちながら挑戦できるよう、子ども・若者の権利の尊重、子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消、児童虐待防止、子どもの貧困対策、子どもの居場所づくり、ひとり親家庭の自立支援、ヤングケアラーへの支援などの子ども・若者の社会的自立の支援、社会的養育の充実・強化などを推進します。

⑤ ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

多様で柔軟な働き方ができる環境が整い、仕事と子育て、介護等の両立など、ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、企業における仕事と子育ての両立支援に対する積極的な取組の促進や、仕事と子育ての両立のための環境整備、共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進に取り組めます。また、雇用の場の確保と創出を図ります。

2 施策体系

施策の方向		基本施策		掲載頁
1	結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	(1)	総合的な結婚支援の推進	105
		(2)	健やかな妊娠・出産への支援	107
		(3)	周産期医療・小児医療の提供体制の確保	114
2	安心して子育てができる社会づくり	(1)	社会全体で子育てを応援する気運の醸成	119
		(2)	地域における子育ての支援	122
		(3)	保育士等の人材確保	140
		(4)	子育て世代の経済的負担の軽減	143
		(5)	子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり	146
3	子どもの夢や希望を実現する環境づくり	(1)	知・徳・体の調和のとれた教育の推進	151
		(2)	安全で安心な学校づくり	157
		(3)	特別支援教育の充実	159
		(4)	幼児教育の充実	162
		(5)	郷土教育の推進	164
		(6)	家庭教育の充実	166
		(7)	次世代をリードする人材の育成	169



施策の方向		基本施策		掲載頁
4	子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	(1)	子ども・若者の権利の尊重	175
		(2)	子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	177
		(3)	児童虐待防止対策の充実	179
		(4)	医療・食・教育で格差のない社会づくり	183
		(5)	子どもの居場所づくり	201
		(6)	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援	204
		(7)	子ども・若者を育てる環境づくりの推進	206
		(8)	子ども・若者の社会的自立の支援	211
		(9)	社会的養育の充実・強化	216
5	ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり	(1)	良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	218
		(2)	仕事と子育ての両立のための環境整備の促進	220
		(3)	雇用の場の確保	223



3 推進体制

(1) 県の推進体制

計画の内容は、教育、児童福祉、障害福祉、母子保健、労働等各部局に関連があることから、計画の推進に当たっては、関係部局間の連携を強化し取り組みます。

具体的には、「県少子化対策推進本部」において、各種施策の総合調整を行い、全庁的に計画を推進します。

また、子ども施策の対象となる子ども・若者の意見や子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づく合議制の機関である「鹿児島県子ども・子育て支援会議」の議論を踏まえ、計画を推進していきます。

(2) 県民との協働

計画の推進に当たっては、県民の理解と参加が不可欠です。

計画を子ども・若者を含む県民に理解していただくため、県のホームページやSNSなどを通じて、子どもでも理解できるよう工夫した周知・広報に努めます。

また、個人やボランティア、地域の自治会、NPO、企業等の多様な主体とのパートナーシップを構築し、それぞれの役割分担を踏まえながら、幅広い協働により計画を推進します。

市町村社会福祉協議会や青少年育成市（町、村）民会議など、関係機関・団体等との連携を図ります。

(3) 市町村との連携

計画に掲載されている施策の中には、市町村が実施主体となる施策もあり、また、市町村の取組が積算基礎となっている数値目標もあることから、市町村の取組も円滑に推進していくことが重要です。地域における子育て支援や児童の健全育成、母子保健対策など、住民の日常生活に密着した、子育てしやすい環境づくりを図るため、市町村と連携しながら取組を進めます。

子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村は、保育所等の利用定員の設定・変更や市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更を行う場合は、あらかじめ県と協議をすることとなっていますが、これらの協議を通じて県や市町村の計画が適正かつ円滑に実施されるよう十分に市町村との連絡、調整を図ります。

4 点検、評価、見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しにおいては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応します。

(1) 点検、評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表します。

(2) 見直し

市町村においては、「市町村子ども・子育て支援事業計画」で定める計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこととなっています。県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、県の計画の見直しを行うこととします。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。